

8月は「児童扶養手当現況届」を提出する月です！

「児童扶養手当」は、ひとり親家庭の生活の安定や自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月中に現況届を提出しなければなりません。

この現況届は、令和2年度の受給資格を調査するもので、今年8月分から来年7月分までの受給資格の認定と、11月分からの支給額の決定をします。現況届を提出しないと受給資格があっても8月以降の手当が受給できなくなりますので、期限内に必ず提出してください。また、2年間提出がないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

●必要なもの

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑
- ・ 一部支給停止除外届 (受給者のみ)
- ・ 一部支給停止除外届 (該当者のみ)

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

●提出期限 8月31日(月)

【問合せ先】

役場税務住民課
☎ 75-4118

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援に対する支援を行うため、臨時特別給付金を給付します。

給付金についてのお知らせを児童扶養手当の現況届についての通知と併せて送付しますので、ご確認ください。

【問合せ先】

役場税務住民課
☎ 75-4118



夏休みを利用して予防接種を受けましょう！

定期予防接種には、B型肝炎・ヒブ・小児肺炎球菌・四種混合(DPT・IPV)・BCG・水痘・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合があります。

フクチンには、接種の適切な時期、回数があります。忘れずに接種しましょう。また、接種の際は、前もって医療機関を予約し、接種券、予診票、母子手帳を持って接種しましょう。

日本脳炎の予防接種について

今年度も通常の3歳のお子さんに第1期、9歳のお子さんに第2期、また、平成14年度生まれの未接種の人にも案内を行っています。

※案内対象になっていない場合でも、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで接種が終わっていない20歳未満の人は、接種することができます。希望する人は、問合せください。

【問合せ先】

保健センター福祉課
☎ 75-4101

集団検診を実施します！

健康への第1歩は今の自分の体の状態を知ることです。その方法として、本町では集団検診を実施しています。がんなどの生活習慣病の多くは、自覚症状無く進行しますので、年に1度は検診を受けましょう。

8月の集団検診の日程は次のとおりです。
日時 8月23日(日)
午前8時30分～10時30分受付

場所

ほのほの
内容 胃がん(バリウム)・大腸がん、結核・肺がん、子宮頸部がん、乳がん検診

※特定健診はありません。
持ち物 各受診券

注目！

「コロナウイルス感染症対策のため受診可能人数に制限があり、胃がん・乳がん検診は予約が必要です。福祉課に予約をお願いします。」

【問合せ先】

保健センター福祉課
☎ 75-4101